

国家戦略特区ワーキンググループ 沖縄県提出資料

平成30年6月21日



沖縄県

外国人IT人材の受入促進（沖縄県のIT産業をとりまく現状と課題）

◆ IT関連産業の現状と課題

- 沖縄県では、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」などの構想に基づき、インフラ整備や人材育成などの各種支援策を実施するなど、IT関連産業の誘致や高度化に取り組んできた。
- その結果、**沖縄へ立地したIT関連企業427社、立地企業による雇用者数28,045人、IT関連企業の売上高4,283億円**となり、沖縄県のIT関連産業は、観光リゾート産業に並ぶリーディング産業に成長した（平成29年度数値。沖縄県調べ）。
- 「沖縄県21世紀ビジョン基本計画」において、平成33年度までに**立地企業数560社、その雇用者数42,000人、売上高5,800億円**を目標に掲げ、更なるIT関連産業の発展を目指している。
- 目標の実現のためには、外国人IT人材を積極的に受入れ、アジアの架け橋となる**ブリッジ人材を県内に集積**させることで、**相互ビジネスの拡大**に繋げ、県内IT関連産業の**高度化**や**国際競争力の強化**を図る必要がある。
- また、東アジアに最も近いという沖縄の地理的特性を活かし、**沖縄と我が国の人材交流の架け橋**となることで、沖縄を起点として、**我が国への更なる高度人材の受入**が促進されることが期待される。

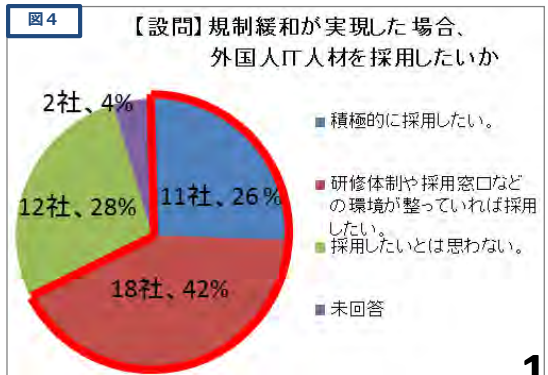
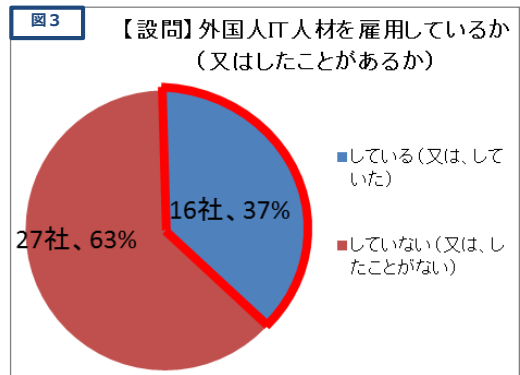


◆ 外国人IT人材受入のニーズ

- 沖縄県内のIT関連企業で、外国人IT人材の採用実績があると回答した企業が37%いることに加え、規制緩和が実現した場合、条件付を含め、外国人IT人材を採用したいと回答した企業が68%いることから、**一定のニーズ**が見込まれる。

平成29年沖縄県企業アンケート調査

- 沖縄県内IT関連団体**に対し、規制緩和について意見を求めたところ、**概ね賛同**を得ている。



外国人IT人材の受入促進（課題・規制改革案・効果）

制度上の課題

① 間口が狭い

- IT技術者が就労ビザを取得するには、**一定以上の学歴や実務経験**が必要

② 高度人材が地方で就労するインセンティブが弱い

- **年収に地域差**があるなか、「高度人材ポイント制」は**全国一律の基準**となっている

③ 審査に時間がかかる

- 就労ビザの**審査手続き**に**1～3ヶ月程度**の期間を要する

国家戦略特区制度を活用した規制改革（案）

① 間口の拡大

- ✓ **沖縄限定のIT技術者向け就労ビザ**を設ける。
- ✓ **大卒者かつ一定の実務経験を有する者を対象**とする。

② 高度人材の受入促進

- ✓ **高度人材ポイント**を取得しやすくする仕組みを設けることでインセンティブを高める。

③ 審査手続きの迅速化

- ✓ 他の案件と区別して**優先的に処理する**仕組みを設けることで迅速化を図る。

期待される効果

- **県内IT関連産業の高度化**
- **アジア向けビジネス展開拠点の形成**
- **イノベーション拠点の形成**

外国人IT人材の受入促進（規制改革案の詳細①）

① 間口の拡大

現行制度では在留資格は満たせないが、比較的人数の多いIT以外を専攻して大学を卒業してIT分野に就業している外国人材をターゲットに、「技術・人文知識・国際業務」において一定の実務経験を要件とした在留資格要件を設けることで、当該人材の受入を促進する。

現行の在留資格要件

- ① ITを専攻して大学を卒業すること。
- ② ITを専攻して本邦の専門学校を卒業すること。
- ③ 10年以上の実務経験を有すること。

※上記いずれかを満たすこと

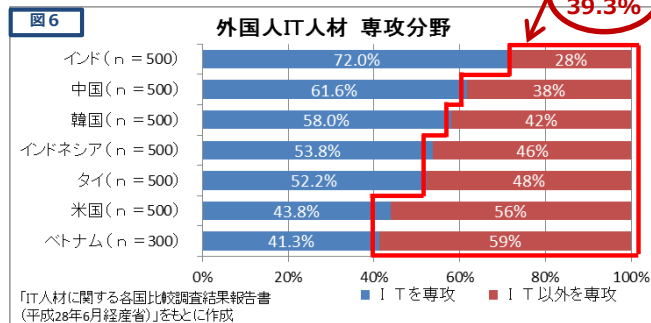
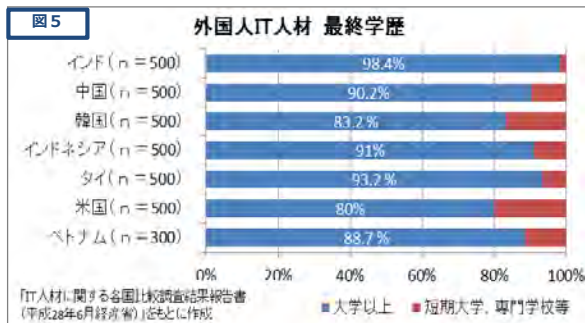
規制改革案

- ① IT以外を専攻して大学を卒業し、ITに関して3年以上の実務経験を有すること。
- ② IT以外を専攻して本邦の専門学校を卒業し、ITに関して3年以上の実務経験を有すること。

※上記いずれかを満たすこと

◆ 外国人IT人材の現状

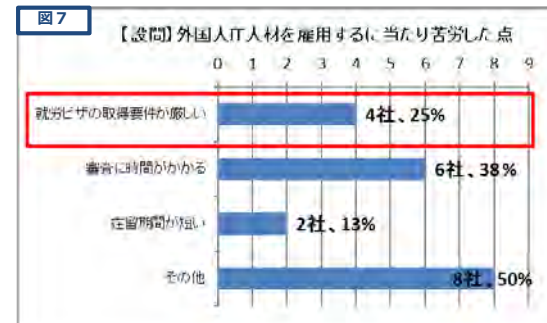
- 最終学歴が専門学校や短期大学である外国人IT人材は少なく、**ほとんどが大学卒以上**である。
- 外国人IT人材のなかには、**IT以外の分野を専攻し、卒業後にIT分野に就業する者も多い**（平均39.3%）
平成28年経産省調査
- **現行制度では**、ITを専攻した大卒者等や長期の実務経験を有する者でないと、日本国内でIT技術者として**就労できない**。



◆ 県内IT関連企業アンケート調査結果

- 外国人IT人材の採用実績のある企業の多くが、**在留資格要件が厳しい**（25%）と回答。

平成29年沖縄県企業アンケート調査



外国人IT人材の受入促進（規制改革案の詳細②）

② 高度人材の受入促進

高度外国人IT人材が沖縄で就労するためのインセンティブを高め、同人材の受入を促進するため、一定の要件を満たした場合に、高度人材ポイント制に係るポイントを付与する。

- 活動期間に応じてポイントを付与。（**3年以上5年未満：10ポイント、5年以上：20ポイント**）
- 沖縄の実情に応じた年収配点表及び最低年収基準の設定。（**基準年収額を7割へ引下げ**）

◆ 高度人材ポイント制の現状（平成29年6月現在）

- ・ 高度人材ポイント制により高度人材と認定された外国人の**約84%**が**首都圏**に集中（3,559人/4,228人）
- ・ **沖縄は10人**のみ

✓ 首都圏への一極集中している現状に鑑み、高度外国人材の分散による地方創生の観点からも、**地方の実情に応じた高度人材ポイント制**にする必要がある。

順位	都道府県名	高度専門職1号口
1	東京都	2,368人
2	神奈川県	703人
3	千葉県	261人
4	埼玉県	227人
⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮
20	沖縄県	10人
総数		4,228人

全体の約84%を占める

◆ 沖縄の実情に応じた年収配点表及び最低年収基準の設定について

- ・ 1人当たり県民所得（県民経済計算）
- ・ 情報通信業における1人当たり賃金（賃金構造基本統計調査）

全国と比較して**3割程度の開き**

✓ 基準年収額を**7割へ引き下げ**

現行

年収	年収配点表			
	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
1000万円	40	40	40	40
900万円	35	35	35	35
800万円	30	30	30	30
700万円	25	25	25	-
600万円	20	20	20	-
500万円	15	15	-	-
400万円	10	-	-	-

最低年収基準表
高度専門職・技術分野においては、年収300万円以上であることが必要

規制改革（案）

年収	年収配点表			
	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
700万円	40	40	40	40
630万円	35	35	35	35
560万円	30	30	30	30
490万円	25	25	25	-
420万円	20	20	20	-
350万円	15	15	-	-
280万円	10	-	-	-

最低年収基準表
沖縄でIT技術者として就労する場合、**年収280万円以上であることが必要**

外国人IT人材の受入促進（規制改革案の詳細③）

③ 審査手続きの迅速化

沖縄でIT技術者として就労する者の入国・在留資格諸申請については、他の案件と区別して**優先的に処理**する仕組みを設けることで、**審査手続きの迅速化**を図る。

これにより、1ヶ月から3ヶ月程度とされている在留資格認定証明書の標準処理期間の**短縮化**を図る。

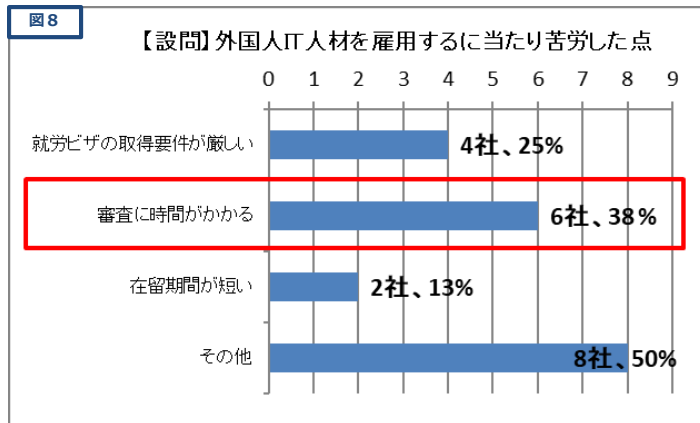
- **外国人IT人材及びその家族**について、入国・在留資格諸申請を受け付ける窓口を設け、他の案件と区別して**迅速に処理**する。

※ 構造改革特区のメニュー「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(504)」を準用

◆ 県内IT関連企業アンケート調査結果

- 外国人IT人材の採用実績のある企業の多くが、**審査に時間がかかる**（38%）と回答。

平成29年沖縄県企業アンケート調査



◆ 県内IT関連企業へのヒアリング

- 沖縄県内の外国人材を雇用している（又はしていた）県内IT関連企業に対し、ヒアリングを行ったところ、審査手続きに関し、主に次のような意見があった。
 - ✓ 在留資格認定証明書の取得に**時間がかかり**、具体的な取得予定日が不明のため、**業務スケジュールの組み立てが難しい**。
 - ✓ 在留資格認定証明書の取得に3ヶ月かかる場合があるため、**短縮してほしい**。

【参考】以前WGで指摘された事項に対する回答

指摘事項① (3つの要件緩和のうち) 県としてどの人材をメインターゲットとするか。

(答) 経済産業省の調査により、アジアを中心とした国外においてIT分野に就業している外国人の多くは、大卒者以上であることから、「IT以外を専攻し大学を卒業した者」をメインターゲットとする。
(P3の図5を参照)

指摘事項② メインターゲットとする人材はいるのか。人数は対応できるか。

(答) 経済産業省の調査により、IT以外を専攻して大学を卒業し、その後IT分野に就業する者が一定以上いることが確認できる。(P3の図6を参照)

指摘事項③ メインターゲットとする人材は県(企業)が求める人材とマッチするか。

(答) 沖縄県が実施したアンケート調査により、一定の企業ニーズが確認できる。

(P1の図3・図4及びP5の図8を参照)

また、企業へのヒアリングなどから、即戦力となる人材を求めており、上記②で示した人材と企業ニーズはマッチしている。

なお、沖縄県が提案する規制改革(案)では、対象を「IT以外を専攻し大学を卒業した者」に広げる一方、3年以上の実務経験を要件とすることで実務能力を担保している。

【補足】 「IT以外を専攻し本邦の専門学校を卒業した者」も対象とする理由

IT分野の実務経験がある者で、「本邦の専門学校で日本語を学んだ者」を対象とすることで、県内専門学校に在籍する留学生など、企業が求める日本語能力の高い人材を受入れることができるようにするため。